

新旧対照表（インターネットバンキング《HOKUTO》マイバンク・ネット利用規定）

改定前	改定後
<p><b>インターネットバンキング 《HOKUTO》マイバンク・ネット利用規定</b></p> <p><b>第1条. 《HOKUTO》マイバンク・ネット</b></p> <p><u>1. 《HOKUTO》マイバンク・ネットの内容</u></p> <p>北都バンキングサービス《HOKUTO》マイバンク・ネットとは、北都銀行（以下「当行」といいます。）所定の申込書により本サービスの利用申し込みを行った者が、当行からその承諾を受け取り利用契約者となり、パーソナルコンピュータ、携帯電話等当行の指定するデータ通信可能な端末を通じて当行に次の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。<u>パーソナルコンピュータ</u>等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキングサービス」、携帯電話等モバイル機器を通じたデータ通信による取引を「モバイルバンキングサービス」といいます。</p> <p><b>【提供するサービス】</b></p> <p>(1) 資金の「振込・振替サービス」</p> <p>(2) <u>預金口座の「照会サービス」</u></p> <p>(3) <u>定期預金・積立定期預金サービス</u></p> <p>(4) <u>税金、各種料金払い込みサービス (Pay-easy)</u></p> <p>(5) <u>各種ローンサービス</u></p> <p>(6) <u>その他当行が別途定めるサービス</u></p> <p>※ 「モバイルバンキングサービス」では上記(3)、(4)、(5)、(6)のお取引はできません。</p> <p>※ 上記のサービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」）の「AnserParaSOL」サービスを利用して提供します。パーソナルコ</p>	<p><b>インターネットバンキング 《HOKUTO》マイバンク・ネット利用規定</b></p> <p><b>第1条 <u>インターネットバンキングサービス《HOKUTO》マイバンク・ネットの内容</u></b></p> <p><u>インターネットバンキングサービス《HOKUTO》マイバンク・ネット</u>（以下、マイバンク・ネットという）とは、北都銀行（以下「当行」という）所定の申込書により本サービスの利用申し込みを行った者が、当行からその承諾を受け取り利用契約者となり、パーソナルコンピュータ、携帯電話等当行の指定するデータ通信可能な端末を通じて当行に次の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。<u>パソコン</u>等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキングサービス」、携帯電話等モバイル機器を通じたデータ通信による取引を「モバイルバンキングサービス」といいます。</p> <p>(1) 資金の「振込・振替サービス」</p> <p>(2) 口座の「照会サービス」</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>各種ローンサービス</u></p> <p>(4) <u>その他サービス</u></p> <p>(削除)</p> <p>※上記のサービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」）の「AnserParaSOL」サービスを利用して提供します。パーソナルコンピュー</p>

改定前	改定後
<p>ンピュータ等からインターネットを介して当行所定のホームページにアクセスして行うサービスを「<u>インターネットバンキング</u>」(以下「<u>本サービス</u>」<u>といいます。)</u>といい、契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。本サービスにかかる各申込書は契約者が自署するものとします。</p> <p><b>2. 利用対象者</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>日本国内在住の個人、個人事業主に限ります。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>3. 利用口座の届出・登録</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当行は、対象口座として登録できる預金種類・口座数を<u>契約者に対して事前に通知すること無しに変更する場合があります。</u></p> <p><b>4. 使用できる端末</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>当行推奨のブラウザ（インターネットホームページの閲覧用ソフト）を備え、電子メールを受信できるパーソナルコンピュータ等。</u></p>	<p>タ等からインターネットを介して当行所定のホームページにアクセスして行うサービスを「<u>インターネットバンキング</u>」、<u>当行所定の情報提供サービスに対応した携帯電話機からインターネットを介して、当行所定のホームページにアクセスして行うサービスを「モバイルバンキング」といいます。また、総称する場合は「本サービス」といいます。</u></p> <p>契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。本サービスにかかる各申込書は契約者が自署するものとします。</p> <p><b>第2条 利用対象者</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>日本国内在住の個人の方</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>第3条 利用口座の登録</b></p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 当行は、対象口座として登録できる預金種類・口座数を変更する場合があります。</p> <p><b>第4条 使用できる端末</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>インターネットバンキングを利用できる端末は、当行推奨のブラウザ（インターネットホームページの閲覧用ソフト）を備えたパーソナルコンピュータ等。</u></p>

改定前	改定後
<p>(2) 当行は、利用できる端末を<u>契約者に事前に通知すること無しに変更する</u>場合があります。</p> <p><b>5. 利用時間</b></p> <p>(略)</p> <p>また、当行は、本サービスの利用時間を<u>契約者に対して事前に通知すること無しに変更する</u>場合があります。</p> <p><b>6. 手数料等</b></p> <p>(1) 本サービスの利用にあたっての利用手数料は無料といたします。</p> <p>ただし金融情勢その他諸般の状況の変化のほか相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ当行ホームページへの掲示等当行所定の方法で通知することにより、当行は利用手数料を有料化することができるものとします。</p> <p>(2) 本サービスが提供する各種サービスには、振込手数料、組戻手数料等の当行が別途定める各種手数料（<u>消費税相当額を含みます。</u>）が必要な場合があります。</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) <u>モバイルバンキングを利用できる端末は、当行所定の情報提供サービスに対応し、アクセス・閲覧が可能な携帯電話機。</u></p> <p>(3) 当行は、利用できる端末を変更する場合があります。</p> <p><b>第5条 利用時間</b></p> <p>(略)</p> <p>また、当行は、本サービスの利用時間を変更する場合があります。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第6条 海外からの利用</b></p> <p><u>本サービスの利用は日本国内に限ります。海外からの利用により生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、国外からの申込みおよび問い合わせについては受付できません。</u></p> <p>(変更のうえ、第8条へ移動)</p>

改定前	改定後
<p>(3)当行は本サービス諸手数料の引落としにおいては、各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書・当座小切手またはカードの提出無しに、当行所定の方法により自動的に引落としします。</p> <p>(4)今後、利用料等を改定もしくは新設した場合も、当行所定の方法により引落としします。</p> <p>(5)当行は本サービスの諸手数料にかかる領収書の発行は行いません。</p> <p><b>第2条 本人確認</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本サービスを利用する場合は、端末からインターネット等を通じて当行ホームページにアクセスのうえ、当行所定の画面にてログインIDおよびログインパスワード等を入力してください。なお、ログインIDは当行所定の方法にて取得するものとします。当行は、当行で受信した最新のログインID及びログインパスワードの<u>一致の確認、生体認証機能にてアプリ利用電話機から送信される契約者の認証データによる確認、その他当行が定める方法により、</u>利用時の本人確認を行います。</p> <p>(6) 当行は前述の方法で本人確認ができた場合は契約者本人からの操作であるものとみなし、契約者は当行所定のサービスを利用できます。なお、振込・振替サービス等を利用する場合は、さらに確認用パスワード、<u>ワンタイムパスワード(生体認証機能を含む)、もしくはメール通知パスワード</u>により本人確認および意思確認を行うものとします。</p> <p>(7) <u>パスワードは、契約者の責任のもと、他の人から推測可能な指定を避け</u></p>	<p><b>第7条 本人確認</b></p> <p>(略)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 本サービスを利用する場合は、端末からインターネット等を通じて当行ホームページにアクセスのうえ、当行所定の画面にてログインIDおよびログインパスワードを入力してください。なお、ログインIDは当行所定の方法にて取得するものとします。当行は、当行で受信した最新のログインIDおよびログインパスワードの<u>一致を確認することにより、インターネットバンキング・モバイルバンキング</u>利用時の本人確認を行います。</p> <p>6. 当行は前述の方法で本人確認ができた場合は契約者本人からの操作であるものとみなし、契約者は当行所定のサービスを利用できます。なお、振込・振替サービス等を利用する場合は、さらに確認用パスワードにより本人確認および意思確認を行うものとします。<u>なお、インターネットバンキングをご利用のお客さまは、前記3の本人確認に加え、第13条ワンタイムパスワードサービスまたは第14条メール通知パスワードの何れかを</u>用い、<u>本人確認を実施するものとします。</u></p> <p>7. <u>ログインパスワード、確認用パスワード(以下「パスワード」という)お</u></p>

改定前	改定後
<p><u>るとともに、他人に知られることのないよう十分に注意・管理するものとします。もしパスワードが漏洩したと思われる場合は、契約者は速やかに端末から本サービス所定の画面にて、パスワードおよびログインID等を変更してください。</u></p> <p>万が一、パスワードを失念した場合は、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ<u>届け出て</u>ください。なお、本項に定めるパスワード変更または、当行への届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 契約者が誤ったパスワードの入力を連続して当行所定の回数を超えて行った場合、当行は本サービスの利用を中止します。再度サービスを利用する場合、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ<u>届け出て</u>ください。</p>	<p><u>よびログインIDは、契約者の責任のもと、他の人から推測可能な指定を避けるとともに、第三者(当行が許容する電子決済等代行業者のサービスを除きます。許容する電子決済等代行業者のサービスについては、当行ホームページに掲載します。当該サービスを起因とした損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。)</u>に知られることのないよう十分に注意・管理するものとします。<u>もしパスワードが紛失・盗難等漏洩したと思われる場合、契約者は速やかに当行所定の時間内に当行へ届け出るものとします。また、速やかにパスワードおよびログインID等を変更するものとします。</u></p> <p>万が一、パスワードを失念した場合は、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ<u>届け出るものとします。</u>なお、本項に定めるパスワード変更または、当行への届出前に<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>8.</u> (略)</p> <p><u>9.</u> 契約者が誤ったパスワードの入力を連続して当行所定の回数を超えて行った場合、当行は本サービスの利用を中止します。再度サービスを利用する場合、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ<u>届け出るものとします。</u></p> <p><b>第8条 利用料等</b></p> <p><b>1. 利用料</b></p> <p>本サービスの利用にあたっての利用手数料は無料といたします。</p> <p>ただし金融情勢その他諸般の状況の変化のほか相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ当行ホームページへの掲示等当行所定の方法で通知することにより、当行は利用手数料を有料化することができるものとします。</p>

改定前	改定後
<p><b>第3条. 提供するサービス</b></p> <p><u>1. 振込・振替サービス</u></p> <p>(1) 内容</p> <p>振込・振替サービスとは、契約者の端末からの依頼により、利用申込書に届出の契約者名義の振込・振替支払指定口座から依頼金額を引落しのうえ、「振込・振替」手続きを行うサービスで、「振込」、「振替（積立定期預金預け入れを含む）」をいいます。（以下「資金移動」といいます。）</p> <p><b>【振込・振替の区分】</b></p> <p>①②（略）</p> <p>(2) 支払指定口座および当行本支店への振込・振替口座の範囲は、当行所定の預金口座とします。</p>	<p><b>2. 振込手数料・組戻手数料</b></p> <p>(1) 本サービスが提供する各種サービスには、振込手数料、組戻手数料等の当行が別途定める各種手数料（消費税を含む）が必要な場合があります。</p> <p>(2) 当行は本サービス諸手数料の引落としにおいては、各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書・当座小切手またはカードの提出無しに、当行所定の方法により自動的に引落としします。</p> <p>(3) 今後、利用料等を改定もしくは新設した場合も、当行所定の方法により引落としします。</p> <p>(4) 当行は本サービスの諸手数料にかかる領収書の発行は行いません。</p> <p><b>第9条 資金の振込・振替サービス</b></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>1. 振込・振替サービス</u>とは、契約者の端末からの依頼により、利用申込書に届出の契約者名義の振込・振替支払指定口座から依頼金額を引落しのうえ、「振込・振替」手続きを行うサービスで、「振込」、「振替（積立定期預金預け入れを含む）」、「<u>定期預金作成サービス</u>」、「<u>税金・各種料金の払込みサービス</u>」をいいます（以下「資金移動」という）。</p> <p><u>2. 振込・振替の区分</u></p> <p>(1) (2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p><u>3. 振込・振替の取引基準</u></p> <p>(1) 振込・振替支払指定口座および当行本支店への振込・振替口座の範囲は、当行所定の預金口座とします。</p>

改定前	改定後
<p>(3) 振込先口座の指定は、契約者が入金都度入金口座を指定する方式（以下「都度指定方式」という）があります。</p> <p>(4) 振込を依頼する場合は、事前に振込指定口座の内容を確認ください。</p> <p>(5) 振込・振替支払指定口座からの資金引落としは各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書および当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。</p> <p>(6) 振込日付を指定する資金移動の場合、当行所定の範囲で振込日を指定することが出来ます。なお、資金移動の取引日は、当行所定の取引日とします。</p> <p>(7) 振込・振替サービスにおける本人確認</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④当行が前項の本人確認により取扱う場合、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(8) 振込・振替の依頼および成立</p> <p>①当行で受信した利用口座およびパスワード等が、当行に登録されている利用口座およびパスワード等と一致した場合に当行は送信者を契約者とみなし、受信電文を正当なものとして取扱います。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>ア)～キ) (略)</p>	<p>(2) 振込先口座の指定は、契約者が入金都度入金口座を指定する方式（以下「都度指定方式」という）があります。</p> <p>(3) 振込を依頼する場合は、事前に振込指定口座の内容を確認ください。</p> <p>(4) 振込・振替支払指定口座からの資金引落としは各種規定に関わらず、預金通帳・払戻請求書および当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。</p> <p>(5) 振込日付を指定する資金移動の場合、当行所定の範囲で振込日を指定することが出来ます。なお、資金移動の取引日は、当行所定の取引日とします。</p> <p>6. 振込・振替サービスにおける本人確認</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当行が前項の本人確認により取扱う場合、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。</p> <p>7. 振込・振替の依頼および成立</p> <p>(1) 当行で受信した利用口座および<u>ログイン ID・ログインパスワード・確認用パスワード・可変式パスワード（ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワード）</u>等が、当行に登録されている利用口座および<u>ログイン ID・ログインパスワード・確認用パスワード・可変式パスワード（ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワード）</u>等と一致した場合に当行は送信者を契約者とみなし、受信電文を正当なものとして取扱います。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>①～⑦ (略)</p>

改定前	改定後
<p>ク) <u>二経路認証（取引認証）の利用者が、専用ソフトを経由して揭示された取引内容の確認を行えなかったとき。</u></p> <p>ケ) (略)</p> <p>(9) 振込・振替等資金の取扱い            契約者からの依頼が成立した場合、支払指定口座から振込・振替金額・振込手数料等の合計金額（消費税相当額を含みます。）を資金移動指定日の当行所定の時間に引落としのうえ、指定日に資金移動の手続きをします。</p> <p>(10) 振込・振替限度額            (略)</p> <p>(11) 振込・振替の確認            (略)</p> <p>(12) 振込依頼内容の照会            (略)</p> <p>(13) 振込・振替依頼の取消            (略)</p> <p>(14) 組戻・振込内容の変更            ①～④ (略)            ⑤組戻は、振込先金融機関の承諾後に行うこととし、当行が組戻依頼を受付けた場合であっても、組戻ができないことがあります。</p>	<p>(新設)</p> <p>⑧ <u>可変式パスワード(ワンタイムパスワード又は メール通知パスワード)を利用し、有効期限内にパスワードの入力ができなかったとき。</u></p> <p>⑨ <u>トークンアプリ(後掲「ワンタイムパスワードサービスの内容」)の利用者がアプリに掲載された取引内容の確認を行えなかったとき。</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p>8. 振込・振替等資金の取扱い            契約者からの依頼が成立した場合、支払指定口座から振込・振替金額・振込手数料等の合計金額（消費税を含む）を資金移動指定日の当行所定の時間に引落としのうえ、指定日に資金移動の手続きをします。</p> <p>9. 振込・振替限度額            (略)</p> <p>10. 振込・振替の確認            (略)</p> <p>11. 振込依頼内容の照会            (略)</p> <p>12. 振込・振替依頼の取消            (略)</p> <p>13. 組戻・振込内容の変更            (1)～(4) (略)            (5) 組戻は、振込先金融機関の承諾後に行うこととし、当行が組戻依頼を受付けた場合であっても、組戻ができないことがあります。<u>この場合の組戻手数料はいただきません。</u></p>

改定前	改定後
<p><u>2. 照会サービス</u></p> <p>(1) 内容</p> <p>照会サービスとは、端末を用いて送信された契約者からの依頼にもとづき、契約者名義の口座残高および入出金明細の口座情報を提供するサービスで、「残高照会」、「入出金明細照会」をいいます。</p> <p>(2) 照会サービスの利用および取引の成立 (略)</p> <p><u>3. 定期預金・積立定期預金サービス</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当行は、定期預金・積立定期預金作成の対象とする預金種類、当行が受信した依頼内容にもとづく取扱方法などを<u>契約者に事前に通知すること無しに変更する場合があります。</u></p> <p><u>(5) その他の定期預金取引は、定期預金預入時にご確認いただく内容のとおりです。</u></p>	<p><u>第 10 条 口座の照会サービス</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>1. 照会サービス</u>とは、端末を用いて送信された契約者からの依頼にもとづき、契約者名義の口座残高および入出金明細の口座情報を提供するサービスで、「残高照会」、「入出金明細照会」をいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) オンライン照会</p> <p>前々月の 1 日以降からご照会日までの残高・入出金履歴がリアルタイムに照会できるサービスとなります。なお、残高・入出金照会サービスをご利用いただけるのは、あらかじめご登録いただいたお申込口座となります。</p> <p>(2) WEB 通帳照会</p> <p>前年応答月の 1 日から照会日前日までの残高・入出金履歴が照会できるサービスをいいます。なお、残高・入出金照会サービスをご利用いただけるのは、あらかじめご登録いただいたお申込口座となります。あきたびじん支店のみで利用できます。</p> <p><u>2. 照会サービスの利用および取引の成立</u> (略)</p> <p><u>4. 定期預金・積立定期預金作成サービス</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当行は、定期預金・積立定期預金作成の対象とする預金種類、当行が受信した依頼内容にもとづく取扱方法などを変更する場合があります。</p> <p>(削除) <u>(5) (略)</u></p>

改定前	改定後
<p><u>4.税金・各種料金の払込みサービス(ペイジー)</u></p> <p>(1) <u>内容</u></p> <p>税金・各種料金の払込みサービスとは、当行所定の収納機関に対し、税金・各種料金を払い込むことができるサービスです。インターネットバンキングのみご利用いただけます。</p> <p><u>(2)</u> 当行は、本サービスの利用者に対し税金・各種料金の払込みサービスにかかる領収書を発行いたしません。</p> <p><u>(3)</u> 収納機関が指定する項目を当行所定の回数以上、誤って入力した場合は、税金・各種料金の払込みサービスの利用を停止する場合があります。税金・各種料金の払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</p> <p><u>(4)</u> 税金・各種料金の払込みサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。また、利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取扱いできない場合があります。</p> <p><u>(5)</u> <u>収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。</u></p> <p><u>(6)</u> お客さまからの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合には、税金・各種料金の払込みサービスを利用できません。</p> <p><u>(7)</u> 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込みについて、取消となる</p>	<p><u>5.税金・各種料金の払込みサービス(ペイジー)</u></p> <p>(1) 税金・各種料金の払込みサービスとは、当行所定の収納機関に対し、税金・各種料金を払い込むことができるサービスです。インターネットバンキングのみご利用いただけます。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 一部の店舗では利用できない場合があります。</u></p> <p><u>(3)</u> 当行は、本サービスの利用者に対し税金・各種料金の払込みサービスにかかる領収書を発行いたしません。</p> <p><u>(4)</u> 収納機関が指定する項目を当行所定の回数以上、誤って入力した場合は、税金・各種料金の払込みサービスの利用を停止する場合があります。税金・各種料金の払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</p> <p><u>(5)</u> 税金・各種料金の払込みサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。また、利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取扱いできない場合があります。</p> <p><u>(6)</u> <u>税金・各種料金の払込取引履歴は、ご照会日から最大1年間遡り照会することができます。なお、収納機関の請求内容など詳細については収納機関に直接お問い合わせください。</u></p> <p><u>(7)</u> お客さまからの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合には、税金・各種料金の払込みサービスを利用できません。</p> <p><u>(8)</u> 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込みについて、取消となる</p>

改定前	改定後
<p>ことがあります。取消により、収納機関から返却された資金は、引落口座に入金します。</p> <p>(8) 税金・各種料金の払込みサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料および手数料にかかる<u>消費税相当額</u>をいただく場合があります。</p> <p><b>5. 各種ローンサービス</b></p> <p><b>1. 住宅ローンサービスの内容</b></p> <p>住宅ローンサービスとは、インターネットバンキングで、契約者が当行で借り入れた住宅ローンについて、「<u>一部繰上返済</u>」および「<u>固定金利特約</u>」の申込みができるサービスをいいます。</p> <p><u>本サービスで取り扱うことができる住宅ローンの種類は、住宅金融支援機構のお借り入れ（フラット35を含みます）、つなぎローン、官公庁等と提携している住宅ローンの一部、当行が指定する一部の住宅ローンを除く、「《HOKUTO》マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店で、お借り入れの住宅ローンが対象となります。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。</u></p> <p>① 一部繰上返済</p> <p>ア) 本サービスによる一部繰上返済とは、住宅ローンについて、以下の当行所定の方法で<u>繰上返済</u>することをいいます。ただし、全額繰上返済、増額返済部分のみの一部繰上返済の取り扱いはできま</p>	<p>ことがあります。取消により、収納機関から返却された資金は、引落口座に入金します。</p> <p>(9) 税金・各種料金の払込みサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料および手数料にかかる<u>消費税</u>をいただく場合があります。</p> <p><b>第11条 各種ローンサービス</b></p> <p><b>1. 住宅ローンサービスの内容</b></p> <p>(1) 住宅ローンサービスとは、インターネットバンキングで、契約者が当行で借り入れた住宅ローン（以下、「住宅ローン」という）について、各種申込みができるサービスをいいます。<u>インターネットバンキングのみで利用できます。</u></p> <p>(変更のうえ第11条(2)①へ移動)</p> <p>(2) 一部繰上返済</p> <p>① <u>「マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店で、お借り入れの住宅ローンが対象となります(当行が指定する一部の住宅ローンを除く)。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。</u></p> <p>② 本サービスによる一部繰上返済とは、住宅ローンについて、以下の当行所定の方法で<u>借入残高の一部を最終返済日より前に繰上げて返済</u>することをいいます。ただし、全額繰上返済、増額返済部分のみの一部繰上返済の</p>

改定前	改定後
<p>せん。</p> <p>I) (略)</p> <p>II) 毎月の返済額を変更する<u>方法</u></p> <p><u>イ)</u> 一部繰上返済の取引実施日は、次回返済約定日（銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日）となります。従いまして次回約定返済日の一ヵ月前応答日の翌日から次回約定返済日の前日までに返済予約の申込みが必要となります。</p> <p><u>ウ)</u> 依頼内容確定後であっても、取引実施日前日の当行所定の時限までは取り消しを受け付けます。</p> <p><u>エ)</u> 取引実施日までに本サービスが解約となった場合も、すでに依頼内容が確定しているものについては、その依頼内容を有効なものとして手続きを行いません。</p> <p>②固定金利特約の申込み (略)</p> <p>③住宅ローンの契約内容の変更等 (略)</p> <p>④処理依頼内容の実行・取消 <u>ア)</u> (略) <u>イ)</u> (略) I) 当行所定の時間に、<u>お客さま</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合</p>	<p>取り扱いはできません。</p> <p>I) (略)</p> <p>II) 毎月の返済額を変更し、<u>最終返済期日を短縮する「毎月返済額の変更・期間短縮」方式</u></p> <p>③一部繰上返済の取引実施日は、次回返済約定日（銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日）となります。従いまして次回約定返済日の一ヵ月前応答日の翌日から次回約定返済日の前日までに返済予約の申込みが必要となります。</p> <p>④依頼内容確定後であっても、取引実施日前日の当行所定の時限までは取り消しを受け付けます。</p> <p>⑤取引実施日までに本サービスが解約となった場合も、すでに依頼内容が確定しているものについては、その依頼内容を有効なものとして手続きを行いません。</p> <p>(5)固定金利特約の申込み (略)</p> <p>(3)一部繰上返済に伴う住宅ローンの契約内容の変更等 (略)</p> <p>(4)処理依頼内容の実行・取消 ① (略) ② (略) I) 当行所定の時間に、<u>契約者</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合</p> <p>(新設)</p> <p><u>※繰上返済予定日当日のお引き落しは早朝1回のみとなりますので、</u></p>

改定前	改定後
<p>II) ~IV) (略)</p> <p><u>(2)無担保ローンサービスの内容</u></p> <p>無担保ローンサービスとは、<u>インターネットバンキング</u>で、お客さまが当行で借り入れた「無担保ローン」について、一部繰上返済の申し込みができるサービスをいいます。</p> <p><u>① 一部繰上返済</u></p> <p><u>ア) カードローン商品は対象外となります。</u>「《HOKUTO》マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店でお借り入れの無担保ローンが対象となります。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。</p> <p><u>イ) (略)</u></p> <p><u>・毎月の返済額を変えずに、最終返済期日を短縮する「期間短縮」方法</u></p> <p><u>ウ)~オ) (略)</u></p> <p><u>② 無担保ローンの契約内容の変更等</u></p> <p><u>ア) 本サービスによる一部繰上返済では、お客さまが無担保ローンの</u>借り入れにあたり当行に差し入れた「金銭消費貸借契約証書」(付随する追加約定書、変更契約書または特約書等がある場合は、それらを含め以下「原契約書」といいます)の契約条件等は、<u>お客さまが本サービスで依頼した内容および当行の承諾に基づき変更</u>されます。</p>	<p><u>繰上返済元利金と約定返済分を合わせて前日までにご入金くださ</u> <u>いますようお願いいたします。</u></p> <p>II) ~IV) (略)</p> <p><u>2.無担保ローンサービスの内容</u></p> <p><u>(1) 無担保ローンサービスとは、本サービスで、お客さまが当行で借り入れた</u> <u>「無担保ローン」について、一部繰上返済の申し込みができるサービスを</u> <u>いいます。インターネットバンキングのみでご利用いただけます。</u></p> <p><u>(2) 一部繰上返済</u></p> <p><u>①本サービスで取り扱うことができる無担保ローンの種類は、カードロー</u> <u>ン商品を除く、</u>「《HOKUTO》マイバンク・ネット」に登録いただいている口座と同一の取引店でお借り入れの無担保ローンが対象となります。なお、契約状況、取引状況等によっては取り扱いできない場合があります。</p> <p><u>② (略)</u></p> <p><u>I)毎月の返済額を変えず、最終返済期日を短縮する「期間短縮」方法</u></p> <p><u>③~⑤ (略)</u></p> <p><u>(3)一部繰上げ返済に伴う無担保ローンの契約内容の変更等</u></p> <p><u>①本サービスによる一部繰上返済では、契約者が無担保ローンの借り入れに</u> <u>あたり当行に差し入れた「金銭消費貸借契約証書」(付随する追加約定書、</u> <u>変更契約書または特約書等がある場合は、それらを含め以下「原契約書」</u> <u>という)の契約条件等は、契約者が本サービスで依頼した内容および当行</u> <u>の承諾に基づき変更されます。</u></p>

改定前	改定後
<p><u>イ)</u> (略)</p> <p>③ 処理依頼内容の実行・取消</p> <p><u>ア)</u> (略)</p> <p><u>イ)</u> (略)</p> <p>I) 当行所定の時間に、<u>お客さま</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合</p> <p>II) 振替取引において、<u>お客さま</u>が入金を指定したサービス利用口座に入金ができなかった場合</p> <p>III) (略)</p> <p><u>6. 住所変更受付サービス</u></p> <p>(1) <u>内容</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ご依頼内容の相違または印鑑相違等により、住所変更を行えない場合があります。これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 住所変更受付サービスは、住所変更の受付から処理の完了まで、当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を</p>	<p>② (略)</p> <p>(4) 処理依頼内容の実行・取消</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>I) 当行所定の時間に、<u>契約者</u>が支払いを指定した預金口座から出金ができなかった場合</p> <p>(新設)</p> <p><u>※繰上返済予定日当日のお引き落しは早朝 1 回のみとなりますので、繰上返済元利金と約定返済分を合わせて前日までにご入金くださいますようお願いいたします。</u></p> <p>II) 振替取引において、<u>契約者</u>が入金を指定したサービス利用口座に入金ができなかった場合</p> <p>III) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b><u>第 12 条 その他サービス</u></b></p> <p><u>1. 住所変更受付サービス</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ご依頼内容の相違または印鑑相違等により、住所変更を行えない場合があります。これにより生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 住所変更受付サービスは、住所変更の受付から処理の完了まで、当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、<u>当行に責がある場合</u></p>

改定前	改定後
<p>負いません。</p> <p>7. 公共料金自動引落サービス</p> <p>(1) 内容 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>第4条. ワンタイムパスワードサービスの取扱</b></p> <p>1. ワンタイムパスワードサービスの内容</p> <p>ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、サービス対応携帯電話機（以下「携帯電話機」といいます）にインストールされた専用ソフト（ワンタイムパスワードアプリ以下「トークンアプリ」といいます。）により取得され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を本規定第2条本人確認の手續に加えて用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。</p> <p>2. サービスの利用者</p> <p>ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスの<u>契約者</u>とします。</p> <p>3. ワンタイムパスワードの利用開始</p> <p>契約者はトークンアプリを携帯電話機にダウンロードし設定手續を行うものとします。<u>その際、契約者が事前に登録している質問が表示され、事前に登録している回答を正確に入力しないと操作は進みません。</u>その後、インターネットバンキングの「ワンタイムパスワード利用開始登録（実行）」画面にて契約者が入力し送信したワンタイムパスワード等と、当行が保有しているワンタイムパスワード等が一致した場合は、当行は契約者からのワン</p>	<p><u>を除き、</u>当行は責任を負いません。</p> <p>2. 公共料金自動引落サービス</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>第13条. ワンタイムパスワードサービス</b></p> <p>1. ワンタイムパスワードサービスの内容</p> <p>ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、サービス対応携帯電話機（以下「携帯電話機」という）にインストールされた専用ソフト（ワンタイムパスワードアプリ以下「トークンアプリ」という）により取得され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」という）を本規定第7条本人確認の手續に加えて用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。</p> <p>2. サービスの利用者</p> <p>ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスの<u>インターネットバンキング契約者</u>とします。</p> <p>3. ワンタイムパスワードの利用開始</p> <p>契約者は<u>インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用申込み」の手續を行い、</u>トークンアプリを携帯電話機にダウンロードし設定手續を行うものとします。その後、インターネットバンキングの「ワンタイムパスワード利用開始登録（実行）」画面にて契約者が入力し送信したワンタイムパスワード等と、当行が保有しているワンタイムパスワード等が一致した場合は、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみな</p>

改定前	改定後
<p>イムパスワード利用開始の依頼とみなし、サービスの提供を開始します。</p> <p>4. ワンタイムパスワードによる本人確認手続き</p> <p>(1) ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行所定の取引について、通常の本人確認方法に加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者の意思によるものであり、その内容を真正な取引の依頼とみなし、<u>不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(2)(3) (略)</p> <p><u>5. 生体認証機能の取扱</u></p> <p>(1) <u>生体認証ログイン機能の内容</u></p> <p>生体認証ログインとは、インターネットバンキングの利用に際し、携帯電話機に搭載された生体認証機能において、契約者ご自身の生体情報（顔、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、インターネットバンキングサービスの当行所定の取引について、本人確認を行う機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認める携帯電話機にてトークンアプリを利用する場合のみ用いることができます。なお、契約者の生体情報は、契約者の携帯電話機内で管理され、当行が契約者の生体情報を取得することはありません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生体認証ログインによる本人確認手続き</p> <p>生体認証ログインの利用開始後は、インターネットバンキングサービスの当行所定の取引について、前記4. に定めるワンタイムパスワードによる本人確認</p>	<p>し、サービスの提供を開始します</p> <p>4. ワンタイムパスワードによる本人確認手続き</p> <p>(1) ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行所定の取引について、通常の本人確認方法に加えてワンタイムパスワードを当行所定の方法にて正確に入力、送信してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等と、当行が保有するワンタイムパスワード等が一致した場合には、当行は契約者の意思によるものであり、その内容を真正な取引の依頼とみなします。</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p><u>6. 生体認証ログインについて</u></p> <p>(1) 生体認証ログインとは、インターネットバンキングの利用に際し、携帯電話機に搭載された生体認証機能において、契約者の生体情報（<u>個人</u>の顔、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、インターネットバンキングの当行所定の取引について、本人確認を行う機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認める携帯電話機にてトークンアプリを利用する場合のみ用いることができます。なお、契約者の生体情報は、契約者の携帯電話機内で管理され、当行が契約者の生体情報を取得することはありません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生体認証ログインによる本人確認手続き</p> <p>生体認証ログインの利用開始後は、<u>当行は</u>インターネットバンキングの当行所定の取引について、前記4. に定めるワンタイムパスワードによる本</p>

改定前	改定後
<p>よる本人確認手続きにおいて、ログイン ID およびログインパスワードに加え、生体認証機能による本人確認手続きを選択できるようになります。契約者が生体認証を希望する場合は、生体認証機能を起動し、生体認証を実施してください。契約者の生体情報が携帯電話機に登録された生体情報と一致後、ワンタイムパスワードが当行に自動で送信されます。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致を確認することにより、当行は契約者からの取引依頼とみなします。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>6. ワンタイムパスワードの利用解除</u></p> <p><u>トークンアプリをインストールした携帯電話機を変更される場合やワンタイムパスワードサービスの利用の中止を希望する場合は、事前にインターネットバンキングサービスで「ワンタイムパスワード利用解除」手続きを行ってください。この手続きを行わずに携帯電話機を変更された場合、インターネットバンキングのお取引ができません。この手続きが完了した後、当行所定の取引においてワンタイムパスワードの入力が不要となります。再度、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、前記3.の手続きを行ってください。</u></p> <p>7. ワンタイムパスワードの管理</p> <p>(1) <u>ワンタイムパスワードおよびトークンアプリをインストールした携帯電話機、生体情報を登録したアプリ利用携帯電話機は、契約者ご自身で厳重に管理するものとし</u>ます。携帯電話機を紛失等された場合は、速やかに契約者から当行に届け出るものとします。当行への届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。</p>	<p>人確認手続きにおいて、ログイン ID およびログインパスワードに加え、生体認証機能による本人確認手続きを選択できるようになります。契約者が生体認証を希望する場合は、生体認証機能を起動し、生体認証を実施してください。契約者の生体情報が携帯電話機に登録された生体情報と一致後、ワンタイムパスワードが当行に自動で送信されます。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致を確認することにより、当行は契約者からの取引依頼とみなします。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>5. ワンタイムパスワードの解約</u></p> <p>(1) <u>トークンアプリをインストールした携帯電話機を変更される場合は、事前に当行所定の方法によりワンタイムパスワードサービス解除を届け出るものとし</u>ます。この手続きを行わずに携帯電話機を変更された場合、インターネットバンキングのお取引ができません。</p> <p>(2) <u>ワンタイムパスワードサービスの利用解除を希望する場合は、当行所定の方法により手続きを行って</u>ください。この手続きが完了した後、当行所定の取引においてワンタイムパスワードの入力が不要となります。再度、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、前記3.の手続きを行ってください。</p> <p>7. ワンタイムパスワードの管理</p> <p>(1) <u>ワンタイムパスワードおよびトークンアプリをインストールした携帯電話機は、契約者ご自身で厳重に管理するものとし</u>ます。携帯電話機を紛失等された場合は、速やかに契約者から当行に届け出るものとします。当行への届出前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p>

改定前	改定後
<p>(2) トークンの不具合、<u>ワンタイムパスワード解除手続き中にワンタイムパスワードの入力を必要とする取引</u>ができなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じても、当行はその責任を負いません。</p> <p><b>第5条. メール通知パスワードの取扱</b></p> <p>1. <u>メール通知パスワードの内容</u>  メール通知パスワードとは、ご登録の電子メールアドレスに送信するその時のログイン中のみ有効な可変式パスワードで、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、本規定第2条のパスワード（ログインパスワード、確認用パスワード）に加え、メール通知パスワードを用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。</p> <p>2. 3. (略)</p> <p>4. メール通知パスワードの有効期限および管理  「メール通知パスワード」は<u>お客さま</u>がログアウト、または、メール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。メールアドレス変更時、変更後のメールアドレスに新しいメール通知パスワードが送信されます。ログイン中は契約者ご自身で厳重に管理し、<u>他人</u>に知られないよう十分注意してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。</p> <p>5. (略)</p> <p><b>第6条. 緊急利用停止</b>  契約者はインターネットバンキング、モバイルバンキングの操作画面から緊急利用停止をおこなうことができます。緊急利用停止をおこなった場合、すでに受付している振込・振替の予約取引は取り消しされます。</p>	<p>(2) トークンの不具合、<u>ワンタイムパスワード入力を必要とする取引、生体認証ログインを利用する取引</u>ができなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じても、<u>当行に責がある場合を除き</u>、当行はその責任を負いません。</p> <p><b>第14条 メール通知パスワード</b></p> <p>1. メール通知パスワードとは、ご登録の電子メールアドレスに送信するその時のログイン中のみ有効な可変式パスワードで、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、本規定第7条の<u>固定式パスワード</u>（ログインパスワード、<u>取引確認用パスワード</u>）に加え、メール通知パスワードを用いることにより契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。<u>パスワードの盗難・詐取等による犯罪被害を防止できる有効な対策となります。</u></p> <p>2. 3. (略)</p> <p>4. メール通知パスワードの有効期限および管理  「メール通知パスワード」は<u>契約者</u>がログアウト、または、メール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。メールアドレス変更時、変更後のメールアドレスに新しいメール通知パスワードが送信されます。ログイン中は契約者ご自身で厳重に管理し、<u>第三者</u>に知られないよう十分注意してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。</p> <p>5. (略)</p> <p><b>第15条 ログイン緊急利用停止</b></p> <p>1. <u>契約者はインターネットバンキング、モバイルバンキングの操作画面から緊急利用停止をおこなうことができます。</u></p> <p>2. <u>緊急利用停止をおこなった場合、すでに受付している振込・振替</u></p>

改定前	改定後
<p><b>第7条 一般事項、届出事項の変更等</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなかった場合でも、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)届出事項の変更は、当行の手続きが完了したときから有効とします。この届出もしくは手続き完了の前に<u>生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>住所変更等の届出がなかったために、当行からの通知や送付した書類などが延着、到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	<p>の予約扱いの処理依頼はすべて取り消しとなります。<u>なお、住宅ローンサービスの予約取引については、取り消しとはなりません。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>3. 緊急利用停止を解除する際は、当行所定の書面により届け出るものとします。</u></p> <p><b>第16条 一般事項、届出事項の変更等</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなかった場合でも、これによって生じた損害については、<u>当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 届出事項の変更は、当行の手続きが完了したときから有効とします。この届出もしくは手続き完了の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>住所変更等の届出がなかったために、当行からの通知や送付した書類などが延着、到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) インターネットバンキングによる住所変更・公共料金口座振替依頼の取扱い</u>は、当行所定の方法により取扱うものとします。</p>

改定前	改定後
<p><b>第8条. 免責事項等</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) インターネット、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者のログインID・パスワード・取引情報等が漏洩した場合。</p> <p>(3) 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして行った取扱いについて、ログインID・パスワードの盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者が本サービスにアクセスするに際して使用する通信環境（機器、媒体、事業者等）により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合。</p> <p>(8)(9) (略)</p> <p><b>第9条. 本サービスの不正使用による振込等</b></p> <p>1. 損害金の補償請求</p> <p>個人のお客さまに限り、本サービスに使用するID・パスワード等の盗難・盗用（以下「盗聴等」といいます。）により、<u>他人</u>に本サービスを不正使用され生じた振込または税金・各種料金振込サービス（以下、振込と税金・各種料金払込みサービスを合わせ「振込等」といいます。）による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p>	<p><b>第17条 免責条項</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当行の責によらず</u>、インターネット、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者のログインID・パスワード・取引情報等が漏洩した場合。</p> <p>(3) 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして行った取扱いについて、<u>当行の責によらない</u>ログインID・パスワードの盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約者が本サービスにアクセスするに際して使用する<u>契約者の</u>通信環境（機器、媒体、事業者等）により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合。</p> <p>(8)(9) (略)</p> <p><b>第18条 本サービスの不正使用による振込等</b></p> <p>1. 損害金額の補てん請求</p> <p>個人のお客さまに限り、本サービスに使用するID・パスワード等の盗難・盗用（以下「盗聴等」という）により、<u>第三者</u>に本サービスを不正使用され生じた振込または税金・各種料金払込サービス（以下、振込と税金・各種料金払込みサービスを合わせ「振込等」という）による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p>

改定前	改定後
<p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること。</p> <p>2. 補償金額等</p> <p>前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が説明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前までの日以降になされた振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。ただし、当該振込が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、損害状況を勘案のうえ、補償対象額を減額した金額を補償する場合があります。</p> <p>3. 補償対象期限</p> <p>(略)</p> <p>4. 免責事項</p> <p>前記2.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償の責任を負いません。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p><b>第10条 解約等</b></p> <p>(1) 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者の当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届け出るものとします。当行</p>	<p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示していること。</p> <p>2. 補てん金額等</p> <p>前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が説明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前までの日以降になされた振込等にかかる損害（手数料や利息を含む）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」という）を補てんするものとします。ただし、当該振込が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、被害状況を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。</p> <p>3. 補てん対象期限</p> <p>(略)</p> <p>4. 免責事項</p> <p>前記2.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p><b>第19条 解約</b></p> <p>(1) 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者の当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届け出るものとします。当</p>

改定前	改定後
<p>の都合により本サービスの解約を行う場合、当行が解約の通知を届出の住所に発信します。<u>その際何らかの理由でその通知が契約者に到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④住所変更の<u>手続を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当行が契約者の所在を確認できなくなったとき。</u></p> <p>⑤⑥ (略)</p> <p>⑦契約者が代表口座を解約したとき。</p> <p>⑧<u>1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</u></p> <p>(3) <u>前項のほか、次の各号のひとつにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または契約者に通知することにより、このサービスを解約することができるものとします。</u></p> <p>① 契約者が当行と取引申込時にした表明、確約に関して<u>虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない<u>もの</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. ～D. (略)</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非</p>	<p>の都合により本サービスの解約を行う場合、当行が解約の通知を届出の住所宛に発信します。<u>当行が行った通知が契約者に到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④住所変更等の手続を怠る等により、<u>当行が相当と認める期間、</u>当行が契約者の所在を確認できなくなったとき。</p> <p>⑤⑥ (略)</p> <p>⑦契約者が代表口座を解約したとき、<u>または取引店を変更したとき。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>⑧<u>次の各号の一にでも該当したとき</u></p> <p>I) 契約者が取引の申込時にした表明、確約に関して<u>申告内容に反することが判明した場合</u></p> <p>II) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない<u>者</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. ～D. (略)</p> <p>E. <u>自己、自社</u>の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団</p>

改定前	改定後
<p>難されるべく関係を有すること</p> <p>③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D. (略)</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p>	<p>員等と社会的に非難されるべく関係を有すること</p> <p>Ⅲ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D. (略)</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合は、本サービスを停止させていただきます。当行は事前に通知しますが、当行が行った通知が契約者に到着しなかったとき、または延着してときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u></p>
<p><b>第 11 条. 個人情報の取扱い</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 20 条 個人情報の取扱い</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第 12 条. 関係規定の適用. 準用</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 21 条 関係規定の適用. 準用</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第 13 条. 契約期間</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 22 条 契約期間</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第 14 条. 規定の変更</b></p> <p>本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、<u>契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。その場合、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。なお、当行の変更によって生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p>	<p><b>第 23 条 規定の変更</b></p> <p>(1) <u>本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前記(1)の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u></p>

改定前	改定後
<p><b>第 15 条. 譲渡・買入れ等の禁止</b>  <u>インターネットバンキング</u>契約に基づく契約者の権利および預金等は譲渡・質入れすることはできません。</p> <p><b>第 16 条. リスクの承諾</b>                      (略)</p> <p><b>第 17 条. 準拠法・合意管轄</b>                      (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;"><u>ます。</u></p> <p><b>第 24 条 譲渡・買入れ等の禁止</b>                      当行の承諾なしに、<u>この契約</u>に基づく契約者の権利および預金等は譲渡・質入れできません。</p> <p><b>第 25 条 リスクの承諾</b>                      (略)</p> <p><b>第 26 条 準拠法・合意管轄</b>                      (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>